

町民の眼

(No. 3) No. 2 発行のあと、

様々な方から「継続を！」の声が届き頑張ることにしました。

発行責任者（吉岡政昭）・住所（早来大町 1 4 1 - 4 7）



「はやきたこども園」の床の修理代 3 4 7 万円は
全額、リズム学園が負担すべきお金です。

なぜ、全く払う必要のない修理代を
町民に負担（税金）させるのですか？
協定書違反です。

安平町長に関する住民監査の措置請求

2023 (令和 5 年) 年 3 月 16 日 (木)

安平町代表監査委員 小川 誠一 様
安平町監査委員 小笠原直治 様

請求者 (住所 安平町早来大町 1 4 1 - 4 7
職業 無職
氏名 吉岡 政昭)

上記の通り地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1, 安平町長に関する措置請求の要旨 (工期 R4・5・26 ~ R 5・2・28)

安平町は、令和 4 年 9 月 3 0 日、はやきたこども園の床増張替え工事において、費用 3,740,000 円全額を町費によって支出処理しました。
しかし、工事が行われた「はやきたこども園」(認定こども園)の床は、同施設の「専用部分」であり共有部分ではありません。

共有部分とは、安平町が行う事業(児童センター)とリズム学園が行う事業(認定こども園)の活動の中で、建物の床部分などの利用が重複するエリアで共同で管理運営している部分のことです。例えば、風除室・機械室・静養室・物入れ・トイレ・階段ホール等、他があります。(以上、設計会社の各部屋求積図・面積表による)つまり、認定こども園と児童センターの利用において共有する部分のことです。

安平町とリズム学園(恵庭市)との間で結ばれた「基本協定書」の第 6 条 (3) には、「維持管理」に関する専用部分の経費は、乙(リズム学園)の負担とするとあります。維持管理の中に当然、修繕が含まれるのです。

また、同じ協定書の第 6 条 (3) には、「但し書き」があり、そこでは「共有部分と大規模な改築や改修等の経費負担は甲乙協議の上定める」となっています。しかし、すでに述べたように、修繕した床はこども園の「専用部分」であり、児童センターとの「共通部分」ではありませんので、まず「負担の区分」判断において、

は、「甲乙協議」の対象にはなりません。

が、しかし、他方において、「大規模な改築や改修等」の場合は、「甲乙協議による経費負担」となっています。そこで問題になるのは、「大規模」とは、いかなる「意味」なのか、その「定義」です。ここが重要なポイントになってきます。
実は、安平町とリズム学園との協定書には、将来、問題となることが十分予想されるはずの肝心の「大規模」の定義がなされておられません。

その意味では、現協定書は、明らかに「重大な欠陥を持った協定書」と言えます。こうした場合、わたし達は、建築基準法に立ち返って「大規模の範囲」を判断する必要があります。つまり、この度の床の修理が、「構造部と広さ」において「大規模に当たるか否か」の判断が求められているのです。

建築基準法では、「大規模」とは「建築物の主要構造部の・・・過半(50 %を超える)の修繕」と定めています。主要構造部とは、「壁や柱、床、張り、屋根、階段」などのことを指しますので、「床の修理」は「主要構造部の修理」となります。

次に、面積の検討となりますが、今回の 1 階の専用部分の面積は、「各部屋求積図・面積図」に従った担当専門家の計算では、912.28 m²となっております。

他方、修理の総面積は、「入札による公表資料」によれば、288 m²です。
従って、修理面積は、主要構造部(1階床)の約 31.57%となり、建築基準法で定義されている「過半の修繕」(修繕面積が 50 %を超える)に達していません。
つまり、この度の床の修理は、「大規模な改築や改修等」に該当しないのです。

従って、安平町とリズム学園の「工事費の負担割合を決める協議の対象にはならない」のです。つまり、「大規模の検討」においても「協議不要」となります。

従って、この度のリズム学園の床の修理代の負担は、基本協定の第 6 条 (3) によって、全額「リズム学園の負担」となるべきものとなります。

ここに、改めて、安平町長に対し、すでに支払い済みのリズム学園の床修理費の返還を求めることを求めます。

床修理工事に対する安平町のずさんな対応

(1) リズム学園との「修繕の協議記録」はない！(「不存在なので開示できない」！)

町長に「床の修理代の費用分担の協議記録」の情報公開を求めた (R4/11/29) ところ、「不存在」の回答が来る。(「記録をとっていないから出せない」、ということ)

(2) 質問： 協議記録を「とらなかった」理由は何ですか？

回答： 特にない。とらなっただけ。

(3) 質問： 協議が行われたのはいつですか。

回答： 記録がありません。 (いずれの回答も文章によるもの)

この回答に「どうしようもない、甚だしい、倦怠感」を感じました。(吉岡)

(協議記録の必要性)

- ① 修理対象の区域の確認 (専用区域なのか、共有区域か、場所と面積)
- ② 修理部分の確認のあとの協議は重要。(費用分担をめぐる協議の内容)
- ③ 「大規模の確認」と費用分担の話し合い。

この話し合いは、必ず、記録されるべきです。今後の教訓活用のためにです。

言っちゃ悪いが、 「メチャクチャ解釈」と「メチャクチャ答弁」

去年（令和3年）の3月議会。

町とリズム学園との5年間の契約期間終了に当たり、**契約更新のための審議**。

吉岡「基本協定の6条（3）に貸し付けた土地及び建物の維持管理に関する経費は、**乙の負担**とする。ただし、共通部分にかかる経費及び大規模な改築や改修等の諸経費負担は、**甲乙協議のうえ定める**」となっている。（甲：安平町・ 乙：リズム学園）ところが、教育委員会の説明では、修繕費の負担が3万円未満だったら**リズム学園の負担**。3万円を超えたら**町の負担**だと言うことだった。それは違うのではないかとこの金額は「**児童館**」の条文を適用した金額だ。不思議だ。なぜこうなるのだ。

次長「金額はこども園の協定書には書いていない。ただ、甲乙の協議の上定めると言うことで、1つの**目安**とした運用面のところだ。」

町長「次長の答弁と基本的に同じだ。軽微な修繕。そこはリズム学園にやってもらう。3万円は**目安**だから、2万円であっても町としてみなければならぬものは、町が負担する。」

以上の町側の答弁を、どのように評価・形容したら良いのでしょうか？
私の語彙力では「メチャクチャ」以外の、表現は、見当たりません。

確認質問：今回の（床修繕費 374 万円の）支払いは、「児童館センターとの協定書」の規定（3万円以上は安平町が支払う）を適用したのか。

回 答：（児童館センターとの協定書に伴う支出は）**ありません**。

（消えない私の懸念）

天下の役場が、374万円を超える工事をするときに、**こども園の協定書**に義務づけられている協議が、「記録」されていなかったとその理由が「特にない」など意味不明。他方「3万円以上の時は安平町が支払う」という「**児童館の協定書**」を適用すれば協議の記録は必要ない。やっぱり、**児童館の協定書**を使ったのではないかと？

町長と教育次長にお願いします。「協定書」の条文を**国語として普通に**読んで下さい。

1点目：「町か、リズム学園か」の「費用負担」の**1回目の割振り**は、専用部分か、共有部分かの、**修理場所で決まっているはずです**。

2点目。修理費負担に関して、条例で、修理費の多寡で「目安」は、定めていません。条例に書いていない3万円が、どこでリズム学園の「目安」になったのか。

3点目。条例では修理費の金額の多寡で「町」「リズム学園」など「負担先」を決めていない。**どんな時に協議するのか、条文で確認して欲しい**。

4点目。「大規模な改築や改修等」の「**大規模**」の定義は、協定書に示されてない。少なくとも「費用」の多寡をもって「大規模」を示唆するような条文はない。

（採決）・・「協定書継続」の提案に、吉岡1人反対。

（反対討論）・・

- 協定書は、契約事項です。契約事項の基本は、厳格に守られなければならない。総務委員会の時に「金額は（3万円と）決まっていたか」と聞いたら、「こどもセンターの方の規定を運用している」との説明だった。運用する対象が違うでしょ。建物も違うのだから。（こども園と児童館は規則が違う）先ほど町長が金額が小さくとも町が払う場合があると言ったが、具体的な事例があるのか。条例や契約を必ずしも厳格に守っていない例は、たくさんあるが、今回のように関係のない別な建物の規則をそのまま適用するなんて前代未聞だ。こう言う違法状態の契約違反を容認することは出来ない。従って、この（違法）状態の延長は認めることは出来ない。反対する。（令和3年3月議会。反対討論の一部紹介）

議会・議員の変質（民主主義の後退）を心配する！

議会運営委員会で、同僚議員の発言を「チェック」して「問題だ」と認定したら、その議員を「指導の対象」にしようと提案。

1、提案したX議員が指摘した件。言い分。

※「過去4年間の反省」が必要だと主張し、問題点として挙げた例

- （1）事前に聞けばわかることを、わざわざ確認する必要がないケース。
- （2）それはダメでしょう、と言うことを、何回も繰り返す人がいる。
- （3）10回、20回発言したからと評価する人もいるがそれは違うだろうな。
- （4）固有名詞を上げて、議論の展開について批判。

以上の指摘は、間違っていると思うけれど、あくまで、X議員個人の評価と判断です。問題なのは、「こうしたことを指導するのが議会運営委員会の役目だ」と、**法的根拠のない主張して「定例会ごとの反省会」を要求しました。これは議員の質問権に対する干渉です。**

2、X議員の主張の特徴と基本的な誤り

- 1点目。議会運営委員会には、上記の個々の議員の発言スタイルや質疑の仕方を指導したりコントロールする法的権限（指導する立場）はありません。「あるというならば、法律名と条文を示して下さい」と、X議員、あなたに質問状を出しましたね。（まだ、回答は頂いておりませんよ）
- 2点目。X議員が、議会運営委員会まで引っ張り出して、批判の対象にした議員は、**そろって発言回数の多い議員だけです**。4年間で1回も一般質問をしない議員や年1回の決算委員会で5年間に1度も発言していない議員は問題にされない。
- 3点目。一般町民から質問を受けたときに、直ちに「回答」に応じない議員は、議員として「説明責任を果たしていない」と思いますが、批判の対象ですか？

（私の懸念・危惧）

新たに議会運営委員になったX議員が、X議員個人の価値判断で、今まで、議会終了後に一部議員の発言や主張をあれこれ「批判」していたことが、今度はそのまま「議会運営委員会」で「指導の対象だ」とされることもあるのかと、正直危惧される。偏った「ものの見方」と「不十分な法律知識」の結果、「指導」されてはかなわないだろう。

